

# 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

## 【子育て世帯臨時特例給付金とは】

平成26年4月からの消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

## 【支給対象者】

基準日（平成27年5月31日。以下同じ。）において、平成27年6月分の児童手当（特例給付（児童手当の所得制限額を超えている方）を除く。）の受給者及び要件を満たす方。

## 【対象児童】

基準日において、支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童。

## 【支給額】

対象児童1人につき3,000円（1回限り）

## 【申請受付期間】

平成27年6月8日（月）から平成27年12月8日（火）まで

## 【申請方法】

子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）を記入のうえ添付書類を同封してご返送ください。

## 【添付書類】

ご希望のお受け取り方法により次の添付書類をご提出ください。

### 「A 児童手当振込口座への振込みを希望」を選択した場合

- ・添付書類なし

### 「B 指定の金融機関口座への振込みを希望」を選択した場合

- ・本人確認書類（運転免許証、旅券、保険証、在留カード、特別永住者証明書の写し等）
- ・振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）

### 「C 現金による支給を希望」を選択した場合

- ・本人確認書類（運転免許証、旅券、保険証、在留カード、特別永住者証明書の写し等）

## 【支給時期等】

平成27年6月中にご提出いただいた方で審査の結果、支給を決定した方について平成27年10月15日の児童手当振込日に口座へ振り込みます。

申請書に不備がある場合や平成27年7月以降にご提出の場合は平成27年10月15日以降に随時口座へ振り込みます。

また、支給を決定した方について振込の数日前に支給決定通知を、不支給と決定した方について不支給決定通知を郵送いたします。

なお、現金による支給につきましては、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方に限らせていただきます。

お問い合わせ先

川越市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル  
TEL 0120-216-668【時間8:30~18:00】（土日祝日を除く）  
川越市担当窓口 こども未来部こども政策課（049）224-6278

児童手当・子育て世帯臨時特例給付金をよそおった・・・

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！！**